

いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と、一定の人間関係のある他の児童等が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法（定義）第2条）
「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

2 いじめに対する本校の基本認識

上記の定義のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ防止対策推進法第13条の規定により「築城小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめは人権侵害であり、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②いじめ防止として、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校、家庭、地域社会などすべての関係者が協力し一体となって、事後指導にあたる。

II いじめの未然防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を通した予防的取組を計画実施する必要がある。

1 児童や学級の様子を知るためには

①教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、共に泣き、児童と場（空間・雰囲気）を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれている状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

②実態把握の方法

児童たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等を用いることも必要である。また、配慮を有する児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

子どもは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、いじめを許さない・見過ごさないという確固たる態度を示し、子どもたちのよきモデルとならなければならない。

また、いじめの元となる子どもにストレスをもたらす最大のストレスは、友人関係にまつわる嫌なできごと、次に人に負けたくないという過度の競争意識、勉強にまつわる嫌なできごとと続く。そのため、子どものストレスを高めていないか、つまり子どもの不安や不満が高められていないか常に気をつけておく必要がある。

②自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、自他を大切にし意欲的な学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

ア：分かる授業づくり

イ：発表や説明など授業場面で活躍できる場づくり

ウ：相手の立場を尊重する学習規律の確立

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達や大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していけるよう学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させていく。

②道徳教育の充実

自分本位の考えや道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもった、人間性豊かな心を育てることが大切になる。子どもたちは、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の子どもたちの実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱うことが重要である。

III いじめの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 早期発見のための手立て

①日々の観察

ア 「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が子どもの様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、子どもの小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ おかしいと感じた子どもがいる場合には、学年や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

②日記の活用

日々日記を書かせることは子どもの様子をとらえる一つの方法であるが、日記を書かせていない場合、必要に応じて気になる子どもには日記を書かせる。内容に関して、気になることがあれば、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

③いじめアンケート

いじめアンケートを実施する。記名式を毎月、無記名式を学期に1回実施する。ただし、学級の実態等から緊急に行うこともできる。

④教育相談

子どもを対象とした定期的な教育相談週間をもうけて、実施する。気になる内容等については、全教職員に知らせる。

2 相談しやすい環境づくり

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

①本人からの訴えには

- 心身の安全を保証する
日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなりません。保健室や他の部屋等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- 事実関係や気持ちを傾聴する
「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②周りの子どもたちからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

IV いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて担任一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ



- 「いじめ対策委員会」を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。
(登下校・休み時間・清掃時間・放課後等)

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもたちから聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制・方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

子どもへの指導支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みについて思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアに当たる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、

正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例	◆誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
	いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
	どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか? 【内容】
	いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
	いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

3 いじめが起きた場合の対応

①いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめが決して決して許されない行為であること」や「いじめられる側の気持ち」を認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを止める仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自身を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するための校内組織及び学校評価・教員評価

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する子どもについて、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任、町 SC・SSW によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、関係機関と連携した対策会議を開催し、対処する。

参加メンバーは以下のとおりである。

校長、教頭、生徒指導担当、PTA会長、主任児童委員 町 SSW、(豊前警察署)

(3) 学校評価・教員評価

- ①いじめの問題に対して、実態把握や対応にどのように取組を行ったかについて評価する。
- ②アンケート等による学校評価・教員評価を適切に行い、その結果を以後の取組に生かす。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要があります。未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールをしたときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ
- 動画共有サイトでのいじめ
- SNSからのいじめ

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

『情報モラルに関する指導の際、児童たちに理解させるポイント』

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 早期発見・早期対応のためには

『関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応』

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要。

『書き込みや画像の削除に向けて』

被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校の公式サイト(学校裏サイト)の削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。